

令和5年 第3回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和5年3月20日(月)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月20日(月) 午後1時30分

2 開催場所 南会津役場本庁3階 正庁

3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	3番	平野 恒二	4番	馬場 崇裕
5番	湯田 重行	6番	湯田 義三	7番	星 洋一
8番	酒井 圭	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 2名

田島第9	渡部 典弘	舘岩第2	芳賀 久		
------	-------	------	------	--	--

4 欠席した委員

農業委員 2名

2番	芳賀 美紀	9番	渡部 一男		
----	-------	----	-------	--	--

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀 委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は、現在8名で すので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数 に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適 化推進委員に出席を求めたところ、2名に出席をしていただいております。
議 長	次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会 議規則第20条第2項の規定により、1番、星隆一委員、5番、湯田重行 委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお 願いいたします。
議 長	続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい たします。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告) (平野恒二委員 入室)
議 長	只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等ありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事件番号1について、地区担当調査員の舘岩第2 区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
舘岩 2	(芳賀久) 3月4日に、譲渡人、●●●●さん、譲受人、○○○○さんと 直接お会いしまして、***番の農地の調査をいたしました。申請理 由ですが、譲渡人は、高齢の為経営を縮小し、譲受人に△△△△円で売 買し所有権の移転。譲受人は、当該申請農地を買い受け、家庭菜園を行 うものです。次に、農地法第3条の許可の各要件の状況ですが、1点目、 下限面積要件の状況ですが、申請地は、農振農用地区外の農地ですので、 下限面積は0.01aです。譲受人の現在の経営面積は、自作地が□□□□ ㎡あり、当該申請地によって□□□□㎡になるので、申請地の取得には 問題ありません。2点目ですが、必要な農作業に従事する農作業常時従 事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、年間

農作業従事可能日数は、本人が 150 日の見込みでありますので問題ありません。3 点目、地域との調和要件でございますが、譲受人は、既に同地区内で耕作されております。また、同地区内には、集落営農などの組織や他農業者の集積農地の分断など、他の農地利用に影響を与えることはありません。4 点目ですが、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、耕運機を所有しておりますので、当該申請農地を含めて全てを効率的に耕作管理することに問題はありません。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ございません。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号 2 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 9 区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 9

(渡部典弘) 議案書 3 ページをご覧ください。3 月 12 日に現地調査をいたしました。農地法第 3 条の許可の要件について、●●●●さんと会いまして、字切り図を見せていただき、現地調査もいたしましたが、字切り図と現地がだいぶ違っておりまして、譲渡人と譲受人だけでは土地の把握は難しく、地権者を交えての境界の取り決めが必要であると思います。***地区は、1、2 年後に国土調査が予定されていますので、それを待ってから検討した方が良く私は思いました。それなので、皆様の審議をお願いしたいと思います。

議 長

説明が終わりました。
直ちに質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

6 番 (湯田義三) 譲渡人と譲受人は、どういう関係でしょうか。

事務局 (係長) ●●●●さんは、◆◆◆でして、今も▼▼▼として***で、▽▽▽ということで従事されております。譲受人の○○○○さんに関しては、お父様が◆◆◆で、●●●●さんと○○○○さんのお父様がお知り合いということで、今回の申請は、○○○○さんから申請が上がってきています。そういった関係の中でのやり取りかなと見ております。親戚とかという関係ではなく。今回、この譲り受ける***字***番は、○○○○さんの自宅の近くで、この農地を娘さんが購入して耕作するということで、許可申請が上がってきましたが、事務局の方で、図面や衛星写真を見て、だいたいこの辺だろうなと見てみたところ、渡部推進委員からの報告もあったとおり、農地として使えるような場所ではなく、さらに、税務課の方に行きまして、現地の状況の調査もしたんですが、現状は畑ではないということで、税務課の公図と衛星写真とを見比べてみても、今ほど説明があったとおり、現地と家の建ってる場所が違っており、農地として使えないというような判断をさせていただきました。渡部委員からも話を伺い、今回、申請自体は、書類に誤りはないので事務局で受け付けましたが、そういった状況なので、今回は不許可ということで委員の方で判断していただければ、不許可として事務局では処理をさせていただきたいと考えているところです。今ほど委員の方から質問のあった人間関係は、そういったところまでしかわかりません。

議 長 私から事務局に質問。この経営規模拡大と書いてありますが、本当にそういう気持ちで作付けするかどうか、それがいつも疑問に思っているんですが、そのへんのところはどうですか。

事務局 (係長) 農地を所有されていれば、経営規模拡大という考え方もあるんですが、今回の申請にあたっては、書類を見た中でそういった文言があったので、全くゼロで、経営面積拡大、さらに、現地が農地でないので疑問に思ったのですが、事務局で書類の受付はしませんと門前払いをするのではなく、あくまで決定していただくのは、この場所になってくるので、事務局としては、書いてあった内容を上げさせていただいて、あとは委員の中で判断していただくということで、上げさせていただいております。経営面積が全くゼロで経営規模拡大というのは、めったに申請書の中に出てくるものではないと思っています。以上です。

6 番 (湯田義三) 今言ったことわかるんですが、農業委員会総会の中で決めて欲しいという意味でしょ？事務局ではこういう考えだけでも、なお、総会で正式な決めてほしいってことね。

事務局 (係長) 農業委員会の設置法等いろいろと法律がありまして、その中を見ると、事務局は、申請があったものの書類の中身を確認し、添付書類等の不備がなければ、申請を受け付けなければいけないという決まりになっており、それを許可するか、不許可にするか、継続審議にするかは、

農業委員会の総会の中で決定することになっております。今回の案件も話を聞いて、面積が□□□□㎡、丁度家を建てれる面積なので、所有権移転をしてすぐに転用の可能性があるのではないかという含みがあり、総会で可否を判断していただくということで、上げさせていただきました。以前は、事務局で申請書の中身を見て、目の前に見えることが余りにも悪いものに関しては、事務局で受付けをしなかった経緯があったんですが、実際はしてはいけないということになっているので、事務局としては、そういった裏の話があるのかなと想像しながらも受付けをしたということで、ご理解いただきたいと思います。

6 番 (湯田義三) そうすると、総会で審議して。

議 長 今までの総会の中では、ほとんどが可決、認可されたのが多いので。もう一つ聞いていいですか。***という場所はだいたいこの辺かなと思うんですが、この土地は農道若しくは国道に面していますか。

事務局 (係長) 図面をお渡しすれば良かったのですが、国道を***方面に向かっていただくと ■■■■というのが右側に見えます。左側に□□□□さんで●●●をやられていた建物が3棟か4棟、山の方に向かって建っていますが、そのさらに奥です。***の工場があるところの農道というか、作業道が入ってるんですが、その作業道沿いです。

議 長 昔、□□□□さんで、ハウスを建てていたところですかね。

田島9 (渡部典弘) そうです。そのハウスを取り壊して砂利が敷いてあって、耕作するには、砂利を剥がさないとダメだし、あの辺の区分けが現状とハチャメチャ。川が流れたかなんかで昔からその状態で現状と一致しない。

議 長 そういう状況下のなかで、畑に戻して作物を作って耕作するということは可能ですか。

田島9 (渡部典弘) 今の状況では不可能です。事務局の方でも言ったとおり、3条の条件であって、後で地目変更で宅地にして、家を建てるような状態ではないです。

議 長 皆さんからいろいろ意見があったのでもう一度確認します。この農地を復元して作物を作ることは不可能ではないと思うんですが、現実的に申請人がやるかどうかの問題なので、この場所を許可するかしないかの話を皆さんに聞きたいと思います。もう一度、発言のある方は、挙手願います。ご質疑ございませんか。

3 番 (平野恒二) 許可の条件というか、本人が農業をやりたいという申請ならば許可してもいいと思うんですが、心配なのは、住所が***なんで

す。***ということで申請が上がっており、経営規模拡大になってるんですが、事務局で受付した時の空気というか、やりたいという感じの申し入れだったのでしょ。それを確認したい。

事務局 （係長）申請には、本人のお父様が来られまして、農機具も全く持っていない状態で農業やるんですかということで、話を聞かせていただいたんですが、申請に来られたお父さんの家のすぐ近くなので、農業をやりますという話だったので、先ほども説明したとおり、申請の中身に誤りがなかったんで、事務局としては受けをさせていただいたということです。

議 長 それでは質問もだいぶ出ましたが、他に質疑ございませんか。
それでは質疑がないようなので、質疑を集結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

事務局 （事務局長）その原案というのは、典弘推進委員が調査説明された不許可ですので、そのことを会長の方でしっかり確認していただいて、採決をお願いしたいと思います。

議 長 典弘委員から説明があったとおり、不許可に相当するということなので、申請人の〇〇〇〇さんに問いたしまして、意見を聞いてからの許可でよろしいでしょうか。

事務局 （事務局長）それは、不許可ということではなくて、継続審議ということですか。

議 長 そういうことで良いのではと思うので。

事務局 （事務局長）それでよければ採決していただいて。

議 長 私も土地を知ってるので、ここで本当に作物を作って耕作するのかなどという気持ちの問題だけなので、本当に本人がやる気があるのか、長野から通ってやる話なので。ちなみに年齢は、いくつくらいの方ですか。

事務局 （係長）年齢は37歳で、◆◆◆のパートになっています。私の記憶が間違っていなければ、▼▼▼さんをやられていると記憶しております。

10 番 （湯田孝義）〇〇〇〇さんの娘さんになるんですね。正直言うと、間違いなく農業といっても何年か後には、転用許可出してもらった方がいいんだよね。

- 4 番 (馬場崇裕) 言ったように、不許可にして、もう一度第5条の申請を出してもらった方が良いじゃないですか。
- 7 番 (星洋一) この〇〇〇〇さん、***の方では、農機具を持っているのか、全く何も持っていないのか、その辺はどうですか。
- 議 長 いろいろと意見が出ましたが、この農地で最初から農業をやらないのではという想いの方が強いんですが、どうなんですか。
- 事務局 (係長) この申請を受け取って、面積を見て、住所が***。名前を見た時に、▼▼▼さんをやっていたというのが頭にあったので、農業はやらんだろうなと思いました。〇〇〇〇さんが家の近くだし、農業をやる話をされていたので、受付けはしたのですが、私個人的な意見としては、多分農業はやらないと思います。私も現地を見させてもらったんですが、農業はできないかなと思います。課税状況も調べてみたんですが、課税台帳を見てみると保安林という扱いになっています。地図上で見ると木が立っていないので保安林になりえないはずなんですが、保安林っていう課税状態になっていまして、保安林は、県が指定するので県に確認したところ、その地番は保安林に指定されていないということなので、そもそも課税の状況が間違っていると感じており、そういった状況になっているところで農業をやるというのはないと思います。〇〇〇〇さんも30日位農業をやることで申請になっていますが、機械は当然持っていないので、本当に鍬でやるのかなと、わからないものがあると思います。私個人としては、継続審議にさせていただいて、〇〇〇〇や本人に聞くなりして、本当に農業やるのか、また先の話も聞いてみたいという部分もあります。将来的に家を建ててっていうのであれば、取り下げをしていただいて、第5条の申請の方が筋としては良いのかなと思います。
- 議 長 調査員の渡部君が、不許可が良いという話もあり、私も周りの環境とか全部知っていますので、畑を作るのはあり得ないと思っていましたが、取り下げをいただいて、第5条の申請をしていただいた方が良いのではないかとの意見もあり、私もそのような考えでありまして、皆さんもそのような意見の方が強いとして、そのようにしますか。
- 田島9 (渡部典弘) 現場と字切り図を見れば分かります。今、家が建つところ、その番地は字切り図の中にはないです。道路に面して家が建っているけど、その番地は中の方にある。現状と字切り図が全然当てにならないです。〇〇〇〇さんと●●●●さん、これを双方でやっても隣地の人が黙っていないと思います。早いもの勝ちで、その土地を取ってしまえば、そこに家を建ててしまう。後々大問題になるので、隣地の人も集まって決める。また、1年、2年後には、国土調査が入る。二度手間よりも国土調査が入った時に、区画整理をしてからやった方がすんなり問題なくいくと思います。その間、保留しておくよりは、ここで不許可をして、改めて出してもらった方がすんなりいくと私は思います。

議 長	現地調査をした典弘君がそういう意見なので、我々としましても不許可にして、後は5条申請の方に切り替えてほしいと思います。農業委員会であやふやなことをやってしまうと、苦情が来てしまうので、きっぱりと不許可ということで出して行きたいと思います。皆さんいかがでしょうか。
6 番	(湯田義三) ***はこれから国土調査をやりますよね。国土調査が入れば、現地を見て色々決めていくんですよ。できれば、国土調査が終わってからのほうが、スッキリすると思います。
議 長	国土調査の時に、話しがまとまらなかったらどうするんですか。
6 番	(湯田義三) うちの方は、そういうのは無かった。ピッタピッタ決めていくんだけど、その費用というのは、前の総会でも話したように、役場で持つらしいんで。ちょっと時間はかかるんだけど。
議 長	場所は違うんですけど。今典弘君の説明もありましたが、私も今まで農業委員を長くやってきて、議案であまりもめたことはないです。事務局で受けた申請は全てとおるだろうと。しかし今、調査員からはっきりと不許可にした方が良くと出たのは初めてです。こういう意見を出していただいた方は、素晴らしい判断だと思います。この案件の私の意見としましては、不許可にして、また日を改めて、申請をしていただくようお願いしてください。以上でよろしいでしょうか。そういうことでよろしくをお願いします。
3 番	(平野恒二) 今の話を聞いてると、現地を見ると字切り図が信用ならない。現地と違う。ちょっと考えられないようなことです。それと、案件が出たのを安易に却下するとそれこそ問題になると思います。本来、申請人が農業をしたい。親が持ってきた。中身も経営規模拡大とあるんですが、申請の案件はゼロなんです。つじつまが合わないようなことです。受付の時点で、本人に意思があるのか、住所も違うけど、本人が農業をやりたいと言え、農業委員会で許可するのが当然だと思います。以上。それと、タブレットがあるなら見せてください。地番がどんなところだか。ありますか。
事務局	(係長) 農業委員会のシステム自体から、この番地が引っ張れないのでタブレットがあっても見れません。皆さんにお渡しすれば良かったんですが、グーグルマップで。あと、税務課にあった公図を突合させて、赤く線を入れてきたのでこれを見ていただければと思います。
議 長	皆さんに事務局の写真を見ていただいたわけですが、最終判断として皆さんにお聞きしたいと思います。最終的にどう判断されますか。挙手のうえ意見を述べてください。

田島 9	(渡部典弘) 私は不許可でよろしいと思います。
議 長	他に意見ありませんか。 恒二さんはいかがですか。
3 番	(平野恒二) 先ほど述べたとおりです。
議 長	今、二人の意見がありました。不許可にして、また許可申請を出してもらいたいと思います。 お諮りします。事件番号2について、調査員説明のとおり不許可で決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、不許可ということでお願いいたします。 以上で、議案第第1号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第5「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いいたします。
事務局	(玉川) 事務局の玉川です。私のほうから、議案第2号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書6ページをご覧ください。利用権設定内訳3月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が12筆の□□□□㎡、畑が11筆の□□□□㎡となっております。新規についてですが、田が60筆の□□□□㎡、畑が22筆の□□□□㎡となっております。振興地域整備計画に伴い農地以外の地目も編入ございまして、原野が11筆の□□□□㎡です。再設定と新規合わせまして、田が72筆の100,750㎡、畑が33筆の□□□□㎡、その他地目1筆の□□□□㎡となりまして、合計が106筆の□□□□㎡となります。続きまして、起案書の6ページから11ページまでは利用権設定の一覧でございます。使用貸借権でございますが、番号19番、28番から50番までの***地域と、57番から66番までの***の***、***地区は基盤法に基づく使用貸借権でございます。また、10ページの番号81番、82番から89番、97番から99番までは所有者から機構への貸し付け分の使用貸借権でございます。次に、12ページ、13ページは農地中間管理機構による集積一括方式による利用権設定です。また、地目の農地以外の使用目的ですが、編入する附帯地となっております。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。

6 番	(湯田義三) 件数、使用貸借 43 件なんですが、42 件だと思ったので。
事務局	(玉川) 42 件です。訂正お願いします。
6 番	(湯田義三) はい、以上です。
議 長	他にございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) ありがとうございます。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第 2 号の審議を終了いたします。 総会に付議された議事案件は、全て終了いたしました。
議 長	次に、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局 2 a 未満の農業用施設建築届について)
議 長	説明が終わりました、何か質問ございませんか。 ないようですので、次に協議事項に入りたいと思います。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局 「南会津町農業用労賃及び農地賃借料情報について」)
議 長	事務局の方から説明終わりました。何かご質問ございましたら、挙手をしてお願いします。何か質疑ございませんか。 (室井文一会長より、コンバインの刈取りの金額について質問)
議 長	その他質問ございませんか。 質疑がないので次に進みます。
事務局	(事務局 「南会津町における農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について」の廃止について) (湯田孝義委員より、下限面積撤廃、3 年 3 作についての取り扱いについての質問)

議 長	他に質問ございませんか。 無いようですので、次に、業務日程について、事務局のから説明を求めます。 (事務局 業務日程について説明)
議 長	説明が終わりました。何か他に質問ございませんか。 (湯田義三委員より、内示の日程はいつか)
議 長	他にございませんか。 それでは、その他に入ります。
事務局	(事務局 「南会津町保護に関する法律施行条例及び南会津町個人情報保護条例の廃止について」の説明) (事務局 遊休農地の意向調査(追加)のお願い)
議 長	質問無いようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。
職務代理	天候が悪い中、お集まりいただきありがとうございます。先ほど会長からお話がありましたとおり、農地を守っていきましょう。これを持ちまして、会議を閉めます。

閉会 午後 3時 1分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

5 番

